

# 一般社団法人 共創マネジメント推進機構 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人共創マネジメント推進機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社会課題の解決及びウェルビーングな社会の構築に向け、共創型のリーダーシップ及びマネジメントにより、産学官のさらなる連携や異分野融合、海外連携を推進する。加えて、推進主体となる人材の育成及び推進に寄与する環境の創出を行う。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共政策、教育、人材育成に関する調査研究、コンサルティング
- (2) 公共政策、教育、人材育成に関する研修、セミナー、講演会、ワークショップ、出版
- (3) 芸術作品の提供、芸術に関するワークショップやイベント
- (4) 古物営業法に基づく古物商
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の3種とする。

正会員のみをもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般社団法人法という)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体
- (3) アドバイザー会員 当法人の事業を遂行するにあたり、特定の分野における専門的な知識及び技能等により、助言又は活動支援を行うために入会した個人、法人又は団体

(入社)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事の定めるところにより入会の申込をし、その承認を得なければならない。

2 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、当法人の経費に充てるため、社員総会において別定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第8条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 正会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その正会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前二条の場合の他、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事の選任又は解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会の招集通知は、開催日より1週間前までに社員に対して発する。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、総正会員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ定めた順位により他の理事が議長を務める。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会において別に定める。

## 第5章 顧問

(顧問)

第26条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人の運営に関して、代表理事に助言することを任務とする。

3 顧問の選任及び解任は、社員総会において決議する。

4 顧問の報酬は、社員総会において別に定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに

代表理事が作成し、直近の社員総会の承認をうけるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

## 第7章 公告の方法

(公告の方法)

第29条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(附則省略)